

令和 7 年 1 1 月 2 7 日策定

塩竈市空家等管理活用支援法人指定方針

1 趣旨

塩竈市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」といいます。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第 3 条第 1 項に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は、指定・業務の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 市が求める業務内容

要綱第 3 条第 1 項第 3 号に規定する「本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる」業務は、次のとおりとします。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- (2) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。

3 市が行う連携内容

支援法人が空家等の所有者等を確知することができず、市に当該空家等の所有者関連情報の提供を依頼した場合、市は依頼に応じ所有者等を調査して開示の同意が得られれば、支援法人に情報の提供を行います。

4 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議をお願いします。

5 申請

(1) 申請方法

要綱第 2 条第 1 項に規定する空家等管理活用支援法人申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、以下の提出先に持参又は郵送してください。

【提出先】

〒985-8501

宮城県塩竈市旭町 1 番 1 号

塩竈市総務部政策課政策企画係

TEL : 022-355-5631

(2) 提出書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

キ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

ク 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。）第 24 条
各号に規定する業務に関する計画書

ケ 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類

コ そのほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

6 結果の通知

申請の結果は、申請後おおむね 1 箇月以内に文書で通知します。